

水戸市特定市営住宅入居者紹介料支払要項

(目的)

第1条 この要項は、特定市営住宅への入居促進を図るため、予算の範囲内において、入居者を紹介した宅地建物取引業者に対して、特定市営住宅入居者紹介料（以下「紹介料」という。）を支払うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定市営住宅 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例（平成9年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する特定市営住宅をいう。
- (2) 入居希望者 特定市営住宅への入居を希望する者をいう。
- (3) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

(紹介料の支払対象者)

第3条 紹介料の支払の対象となる者は、宅地建物取引業者とする。

(紹介料の額)

第4条 紹介料の額は、入居希望者が入居した特定市営住宅の家賃1月分（条例第41条の7第1項の規定により家賃が減額された場合にあっては、当該減額前の家賃1月分）とする。

(紹介書の提出)

第5条 紹介料の支払を受けようとする者は、当該者により特定市営住宅の紹介を受けた者が特定市営住宅への入居を希望したときは、特定市営住宅入居希望者紹介書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(紹介の受理等)

第6条 市長は、前条の規定による紹介があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定市営住宅入居希望者紹介書受理書（様式第2号）により当該紹介をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による紹介があった場合において、紹介に係る入居希望者が既に紹介を受けている者又は水戸市若しくは特定市営住宅に係る指定管理者に特定市営住宅の入居について問い合わせをしている者であるときは、特定市営住宅入居希望者紹介書不受理書（様式第3号）により当該紹介をした者に通知するものとする。

(紹介の取下げ)

第7条 第5条の規定による紹介をした者は、当該紹介に係る入居希望者が他の住宅に入居した等により紹介を取り下げるときは、特定市営住宅入居希望者紹介取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(紹介料の支払決定等)

第8条 市長は、第5条の規定による紹介があった日から当該紹介に係る入居希望者が特定市営住宅に100日以内に入居し、かつ、1か月入居したときは、特定市営住宅入居者紹介料支払決定通知書（様式第5号）により当該入居希望者を紹介した者に通知するも

のとする。

2 市長は、第5条の規定による紹介に係る入居希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、特定市営住宅入居者紹介料不払決定通知書（様式第6号）により当該入居希望者を紹介した者に通知するものとする。

(1) 第5条の規定による紹介があった日から100日以内に特定市営住宅に入居しなかったとき。

(2) 特定市営住宅に入居した日から起算して1か月を経過する前に退去したとき。

(3) 特定市営住宅への入居希望を取り下げたとき。

(4) 特定市営住宅の入居者の資格を有していないとき。

（紹介料の請求）

第9条 前条第1項の規定による決定を受けた者は、紹介料の支払を受けようとするときは、特定市営住宅入居者紹介料請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（支払決定の取消し）

第10条 市長は、第8条の規定による支払決定を受けた者が偽りその他不正の手段により紹介料の支払を受けたと認めるときは、紹介料の支払の決定を取り消すことができる。

2 第8条の規定による紹介料の支払の決定を受けた者は、前項の規定により紹介料の支払の決定を取り消された場合において、既に紹介料の支払を受けているときは、市長が指定する期日までに当該紹介料を返還しなければならない。

（補則）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。